



さんじょうライフ



この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

被災自治体News

南相馬市からのお知らせ

◆り災証明書の申し込みについて

6月24日HP掲載

●り災証明書の受付を終了します

現在申請の受付を行っている「り災証明書」の受付期間は下記のとおりとなります。

- ・郵便申請 6月30日(木)まで
- ・津波被害の申請 6月30日(木)まで
- ・地震による一部損壊の申請 7月15日(金)まで

※なお、警戒区域内の建物と、地震で半壊以上の建物についての申請は随時受付を行います。

●問い合わせ・・・

総務企画部税務課 TEL: 0244-24-5227

◆保険証の送付先変更について

6月24日HP掲載

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方の被保険者証(保険証)は、これまで、住民登録された住所地(住民票の住所)以外への送付は行っておりませんでした。

しかし、原発事故等の影響により、多くの皆様が避難所や親戚宅、アパート等での避難生活を余儀なくされていることや、7月1日以降からは医療機関の窓口において保険証の提示が必要になることなどを考慮し、希望される方の保険証を避難先の住所地へ送付することといたしました。

保険証の送付先変更を希望される方は、以下に記載されている内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

次ページへ続きます→

●対象者

南相馬市国民健康保険又は、福島県後期高齢者医療制度に加入している方(被保険者)で、**保険証の送付先変更を希望される方**

●提出書類及び提出先

送付先変更届出書に必要事項を記入し、身分証明書の写しを添付のうえ、「市民生活部 市民課 保険年金係」宛てに郵送で提出してください。

(1)提出書類

送付先変更届出書 身分証明書の写し

※国民健康保険に加入されている方は1世帯につき1通、後期高齢者医療制度に加入されている方はお一人につき1通の届出書を提出してください。

※後期高齢者医療制度に加入されている方本人からの届出の場合に限り、身分証明書の写しは必要ありません。

(2)届出書様式

ホームページよりダウンロード

(3)提出先(※郵送で提出してください。)

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 市民生活部 市民課 保険年金係 宛

●問い合わせ・・・

市民生活部市民課保険年金係 TEL: 0244-24-5233

◆介護保険サービス利用料の免除等について

6月23日情報提供より

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者が利用したサービス利用料等について、免除、減免の手続きができます。

市では、介護保険利用者負担額の免除基準を満たす介護保険被保険者の方に、本人等からの申請により「**介護保険利用者免除証明書**」及び「**介護保険施設等における食費・居住費減免認定書**」を交付します。

この証明書等は、介護保険サービス等を利用される場合に提示すると、証明書等に記載された有効期間中、介護保険利用者負担額及び介護保険施設等における食費・居住費が免除、減免を受けることができます。

次ページへ続きます→

●利用料免除等の対象者

平成23年3月11日に南相馬市に住所を有する要介護者(要支援者)又は要介護者(要支援者)の属する世帯の生計を主として維持する者が、次のいずれかに該当したことにより生活が困難となった方

- (1) 住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けた方(家屋の全壊及び大規模半壊は該当、半壊は非該当)又は被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属する方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、もしくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- (6) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている方
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている方
- (8) 結婚その他これに準ずる理由により上記の(1)～(7)の免除等を受ける世帯に属することとなった方

●利用料等の免除等の期間

- (1) 利用者負担額の免除有効期間
平成23年3月11日から平成24年2月29日までのうち、「利用料免除等の対象者」(1)～(8)の被災基準が該当する期間
- (2) 食費・居住費の減免有効期間
平成23年3月11日から平成23年8月31日までのうち、「利用料免除等の対象者」(1)～(8)の被災基準が該当する期間
- (3) 利用者負担額等還付申請期間
利用料免除証明書等に記載される(1)及び(2)の各有効期間において、介護サービス等を利用された各月末から2年以内

●問い合わせ・・・

健康福祉部長寿福祉課介護保険係 TEL: 0244-24-5334
鹿島区健康福祉課福祉係 TEL: 0244-46-2114

次ページへ続きます→

◆原町区・小高区の水道料金・下水道使用料の取扱いについて

6月22日情報提供より

市では、被災された皆さまの負担軽減を図るため、料金の一部を減額するなどの措置を講じます。また、料金の請求を再開いたします。
 詳しいご請求の内容につきましては、警戒区域内を除く全てのご使用者へ郵送によりご案内いたしますのでご確認ください。

●上下水道料金の減免について

(1)対象者

被災日(平成23年3月11日)に水道・下水道を使用していた全ての方

(2)減免内容

- ①平成23年3月の1ヶ月分の上下水道料金を全額減免
- ②平成23年4月分の上下水道料金のうち基本料金の半額を減免

●納入期限の延伸について

震災後に請求する上下水道料金の納入については、ご負担にならないよう納期(納入期限)を以下のとおり延伸いたします。

(※同月に納期が重複し、月当りの負担が増大しないよう調整しております。)

奇 数 月			偶 数 月			毎 月		
請求月	請求日	納期限	請求月	請求日	納期限	請求月	請求日	納期限
3月	6.20	11.30	4月	6.20	11.30	4月	6.20	11.30
5月	6.20	8.1	6月	6.20	8.1	5月	6.20	8.1
7月	7.20	8.31	8月	8.19	9.30	6月	6.20	6.30
9月	9.20	10.31	10月	10.20	12.28	※毎月請求の方は6月からは通常通りのご請求となります。		
11月	11.18	12.28	12月	12.20	1.31			

●震災により水道・下水道設備に被害を受けた皆様へ

地震や津波により、ご使用になっていた水道・下水道の設備に被害を受けた方については、以下の取扱をいたします。

(1)水道・下水道の中止の取扱い

①対象者

地震や津波により家屋等に大きな被害を受け、水道及び下水道の使用ができなくなった方

②取扱い内容

市が作成するり災台帳及び水道課、下水道課の調査結果に基づき、水道、下水道の使用が困難であると判断される場合は、震災日以降の上下水道料金が発生しないよう市が中止の手続きを行います。

(※中止の届出は不要。水道を再開する場合は届出が必要)

次ページへ続きます→

(2) 震災による漏水等の減免措置について・・・前記2以外の減免

①対象者

- ・給水管等の破損により漏水した方
- ・不特定多数の市民等に多量の水道水を提供した方
- ・災害復旧のための清掃等により多量の水道水を使用した方

②減免内容

過去の使用実績等により、通常の使用量を超えた水量を免除しますので、対象となる方は水道課にご相談ください。(届出が必要)

(3) 被害を受けた水道・下水道施設の解体・改造の届出について

震災等の被害により、使用されていた水道・下水道の設備を解体又は修繕される際は、事前に水道課又は下水道課までご連絡ください。

●警戒区域内等で水道・下水道を使用されていた皆さまへ

警戒区域内等で水道、下水道を使用していた方については、料金減免等、以下の取扱いをいたします。

(1) 対象者

- ・小高区(全域)で水道、下水道を使用していた方
- ・原町区のうち避難指示区域又は警戒区域内で水道を使用していた方
(下水道は供用区域外のため該当なし)

(2) 減免内容

警戒区域内で水道、下水道を使用していた方については、平成23年2月分の上下水道料金の全額を減免します。

(震災以降に請求する料金などはありません。)

※避難指示区域は、警戒区域の中に含まれて居ますので、同じく減免になります。

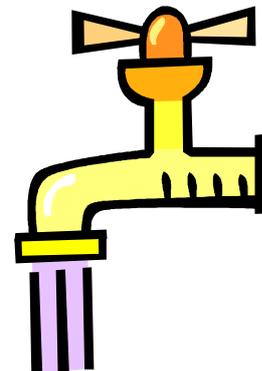
(3) 中止の取扱い

- ①小高区内全域は、震災日以降断水となり給水不能となっているため、届出がなくても平成23年3月11日以降の上下水道料金が発生しないよう市が使用中止の手続きを行います。
- ②原町区内の避難指示区域又は警戒区域は、届出がなくても避難指示又は警戒区域設定の日以降の水道料金が発生しないよう市が使用中止の手続きを行います。

●問い合わせ・・・

上下水道部水道課 TEL: 0244-24-5271

下水道課 TEL: 0244-24-5273



浪江町からのお知らせ

◆浪江町内小中学校等の空間放射線量測定結果(6月24日測定)

6月25日HP掲載

浪江町が独自で実施した浪江町内小中学校の空間放射線量の測定結果をお知らせします。

(測定地：地上高H=1.0m 単位： μ Sv/h)

測定地	測定詳細箇所	測定値 (6/17)	測定値 (6/24)
津島小学校	校庭「中央西北より」	9.44	9.52
津島中学校	校庭「中央東北より」	12.90	12.20
浪江高等学校津島校	校庭「中央西北より」	17.20	17.20
苅野小学校	校庭「中央西北より」	9.17	7.78
川添字中上ノ原地内	中上ノ原A町営住宅 「公園中央南より」	7.60	5.91
大堀小学校	校庭「中央東より」	7.55	7.60
浪江中学校	校庭「中央西北より」	10.90	10.30
ふれあいセンターなみえ	グラウンド 「中央西北より」	10.20	10.20
浪江小学校	校庭「中央東南より」	1.49	1.52
浪江高等学校	校庭「中央西北より」	4.20	3.91
藤橋字亀下地内	浪江日本ブレーキ(株) 工場敷地「西より」	1.93	1.80
浪江町役場	庁舎「西より」	0.71	0.55
北幾世橋字北中谷地地内	エスエス製薬(株) 福島工場敷地「北西」	0.82	0.57
幾世橋小学校	校庭「中央東より」	0.45	0.44
請戸小学校	正面玄関「東より」	0.27	0.22
浪江東中学校	校庭「中央東北より」	0.67	0.46

◆浪江町仮設住宅進捗状況について

6月22日HP更新

浪江町で現在ご案内しております仮設住宅の建設進捗状況と建設予定地についてお知らせいたします。(次ページ参照)

また、今後も仮設住宅の建設が出来次第、順次入居者へご案内いたしますのでよろしく願いいたします。

次ページへ続きます→

浪江町仮設住宅建設進捗状況

平成23年6月21日現在

市町村	名 称	所 在 地	建設予 定戸数	1DK (6坪タイプ)	2DK (9坪タイプ)	3K (12坪タイプ)	集会所	談話室	ガス	下 水 浄化槽	建設完了 戸数	既入居 戸数	着工予定	完成予定
桑折町	桑折駅前	字東段30	286	74	142	70	3	—	プロパン	下水道	286	116	3月24日	
	桑折町計		286								286	116		
二本松市	郭内公園	郭内2丁目93-1	100	25	50	25	1	—	プロパン	下水道	100	57	5月2日	
	塩沢農村広場	中ノ目100	98	—	98	—	1	—	プロパン	浄化槽	98	19	4月30日	
	岳下住民センター	三保内72-1	64	16	32	16	1	—	プロパン	下水道	64	31	5月1日	
	旧平石小学校	赤井沢472	82	20	42	20	1	—	プロパン	浄化槽	82		5月3日	
	安達運動場	油井字長谷堂230	244	61	122	61	2	—	プロパン	浄化槽			5月4日	6月下旬
	建設技術学院跡	安達ヶ原1-55-1	30	—	30	—	—	1	プロパン	浄化槽	30		5月7日	
	杉田住民センター	西町233-1	33	—	33	—	—	1	プロパン		33	11	4月29日	
	杉内多目的運動場	西勝田字杉内	234	58	118	58	2		プロパン		234		5月8日	
	杉田農村広場	七段128	64	12	40	12	1			浄化槽			5月23日	6月下旬
	大平農村広場	太子堂327	66	12	42	12	1			浄化槽			5月24日	6月下旬
	永田農村広場	永田6丁目	54	12	30	12	1		プロパン	浄化槽			6月上旬	7月上旬
	二本松市計			1,069								641	118	
福島市	笹谷東部	笹谷字片目清水36-4	182	36	112	34	2	—	プロパン	下水道	182	113	4月12日	
	南矢野目	南矢野目字中谷地33	208	52	104	52	2	—	プロパン	下水道	208	83	4月22日	
	北幹線第一	飯坂町平野字早川原20-1	196	—	196	—	2	—	プロパン	下水道	196	79	4月28日	
	森合町	森合町190-1	18	4	10	4	1	—	プロパン	下水道	18		5月6日	
	しのぶ台	上鳥渡字しのぶ台29-4	112	28	56	28	2	—					5月11日	6月中旬
	宮代地区	宮代字上川原	176	30	110	36	2		プロパン	下水道			5月28日	6月下旬
	佐原地区	佐原小学校跡地	32	6	20	6	1			浄化槽			5月31日	6月下旬
福島市計			924								604	275		
本宮市	石神第一	糠沢字石神55	57	11	35	11	1						未定	未定
	石神第二	糠沢字石神61	80				1							
	栗木平	和田字牛ヶ平58	27	6	16	5	1						未定	未定
	小田部	糠沢字小田部1	42	8	26	8	1						未定	未定
	和田石上	和田字石上141-1	18	4	10	4	1						未定	未定
	高木	高木字黒作1	114	24	66	24	1		プロパン				6月1日	7月上旬
	恵向	荒井字恵向121-6	137	23	82	23	1						未定	未定
	本宮市計			475								0	0	
合 計			2,754								1,531	509		

双葉町からのお知らせ

◆「被災証明書」及び「罹災証明書」の発行について

6月22日HP掲載

東日本大震災による自然災害、原子力災害のため避難されている町民の方に対して、「被災証明書」及び「罹(り)災証明書」を発行しております。

ご入用の方は、下記によりお手続きください。

これまで、住民登録があった方用の「被災証明書」の様式のみを掲載しておりましたが、新たに「罹災証明書」の様式を掲載することに合わせて、他の様式とともに掲載しております。

すでに「被災証明書」をお持ちの方は、改めてお申込みいただく必要はありませんが、4月4日以前の旧様式での証明書をお持ちの方は、ご希望により新しい様式への交換を承っておりますので、お申し出ください。

●「被災証明書」とは・・・

今回発行している被災証明書は被災した事実を証明するもので、町内に居住(住民登録等を基本とします。)または生活実態が確認できる個人に対して発行しています。

なお、法人向けは、平成23年3月11日現在、双葉町に事業所登録のあった法人を対象としています。

●「罹災証明書」とは・・・

住家等の被災程度を証明するもので、被災家屋調査等により、その確認した事実に基づき発行する証明書です。(原子力災害による長期居住不能・事業活動不能を含みます。)

*住家とは、当該世帯が現実に生活の本拠として日常的に使用している建物をいいます。したがって、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合は、住家にあたりません。

罹災証明書は、建物に対して発行する証明書ですので、建物の所有者の方に発行いたします。

なお、所有者の方がお亡くなりになられていて、相続の手続きがお済でない場合等は世帯主の方に発行いたします。

なお、法人向けは、平成23年3月11日現在、双葉町に事業所登録のあった法人を対象としています。

※地震被害の程度に関しては、原子力災害により警戒区域が設定されていることにより、現地確認ができませんので、現在、長期間の居住不能・事業活動不能の状態であることの証明となります。ご了承ください。

【申請受付について】

○受付時間

午前9時から午後4時30分まで

※当分の間、土・日曜日、祝日も受付いたします。

[次ページへ続きます→](#)

○受付場所

- ・双葉町役場埼玉支所(埼玉県加須市 旧騎西高校内)
- ・双葉町役場猪苗代出張所(福島県猪苗代町 ホテルリステル猪苗代内)

※郵便による申請受付も行っております。

申請様式はホームページより2種類(送信表及び証明願)ダウンロードし、必要事項を記入の上、双葉町役場埼玉支所宛てお送りください。

○申請に必要なもの

- ・印鑑(認印可)
- ・本人確認資料(運転免許証など)
- ・本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状

○申請様式

被災証明願・罹災証明願・・・ホームページよりダウンロードできます。

※生活実態者の方は、物件契約書、アパート等の賃貸契約書、公共料金支払い明細など、お名前と双葉町の住所が記載されていて、双葉町での生活実態が確認できる書面を添付していただきます。

●問い合わせ及び送付先・・・

双葉町役場埼玉支所 被災・罹災証明担当

TEL: 0480-73-6880 FAX: 0480-73-6926

◆双葉町義援金の配分のお知らせ

6月22日HP掲載

東日本大震災義援金双葉町配分委員会において、県内外からお寄せいただいた義援金を、被災された方々に次のとおり配分することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

①配分先

国・県義援金配分申請時に届け出た世帯代表の方

②配分対象者

平成23年3月11日現在に双葉町に住民登録があった方、及び住民登録はないが町内に生活実態があった方

③配分方法

国・県義援金配分申請時に届けた世帯代表口座へ振り込みます。

(やむを得ず振込先口座を変更する場合は、「変更届出書」等の提出が必要です。)

「義援金振込先口座変更届出書」はホームページからダウンロードできます。

④配分額

世帯員一人当たり4万円

⑤配分時期

7月中旬から順次振込予定

⑥その他

町義援金をはじめ、今後配分が予定されている義援金の振込先は、③で届け出た口座とさせていただきます。また、国・県義援金第1次配分申請書を提出された方は改めて申請の必要はありません。

次ページへ続きます→

[災害援護特別資金貸付金の返還について]

先に災害援護特別資金(生活資金)としてお貸ししました貸付金を返還していただくこととなります。

返還方法としましては、上記の双葉町義援金を配分する際に、義援金から貸付分を差し引き、差し引き後の額を世帯代表口座へ振り込みする手続きをさせていただきますので、お知らせいたします。

●問い合わせ・・・

・義援金配分については

双葉町災害対策本部 義援金配分係

TEL: 080-3303-6780、080-3303-6887、080-3303-4229

・災害援護特別資金貸付金については

双葉町埼玉支所 出納室 TEL: 0480-73-6849

大熊町からのお知らせ

◆「屋根補修工事」同意書提出のお願い

6月24日HP掲載

東日本大震災、その後の東京電力(株) 第一原子力発電所の事故により被災した住宅を所有し、大熊町に住所を有する方を対象とした、住宅の屋根補修工事を希望する方を募集します。

ご希望の方は、既に配布(郵送)しました同意書を、7月1日(金)まで役場あて提出してください。

●工事対象

大熊町に所有している、または居住していた住宅が対象です。

付属建築物(車庫・物置等)、原発から3km圏内の住宅は対象外です。

●工事内容

同意書を提出していただいた住宅について、外観の目視調査を行い、対処が必要と認められる屋根を確認でき次第、シートによる補修工事を行います。

●工事時期

大熊町が決定した順番により、6月下旬から順次施工します。

●所有者・入居者への連絡

ブログ・ホームページ・広報誌等での周知のみとし、個別に連絡はしません。

●費用負担

無償です。

●問い合わせ・・・

大熊町役場 会津若松出張所 建設課 TEL: 0242-26-3844 (代表)

※日中は電話が繋がらない場合が多いため、あらかじめご了承ください。

富岡町からのお知らせ

◆ 応急仮設住宅等の入居者(三次)募集

6月26日HP掲載

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等による被災者を対象とした、応急仮設住宅への入居者を、6月27日(月)から下記のとおり三次募集いたします。

● 応募条件

自らの資力では住宅を確保できない方で以下のいずれかの項目に該当する世帯。

- (1) 基準日(3月11日)以前から富岡町に住民票があり、現に居住していた世帯
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- (3) 住宅が全焼、全壊又は流出した世帯

● 応募方法

富岡町応急仮設住宅等入居申請書に必要事項を記入の上、富岡町災害対策本部まで窓口(平日8:30~17:00)、郵送、FAX、E-mailによりお申込ください。

(避難先が遠方の場合、災害対策本部までご連絡下さい)

※三次募集の応募締切日 平成23年7月11日(月) (必着)

※電話及び本文べた打ちによるEメールでの申請は受け付けできません。

※入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

● 三次募集で提供する住宅の種類と募集戸数

- ・三春町柴原萩久保応急仮設住宅(中郷小学校東側)1DK 10戸、2DK 30戸、3K 10戸
- ・いわき市好間応急仮設住宅(上好間団地多目的交流広場)1DK 6戸、2DK 16戸、3K 11戸
- ・いわき地区県営住宅高坂団地 2K 4戸 (3人以上の世帯を対象)
- ・いわき地区県営住宅宮沢団地 3DK 1戸 (4人以上の世帯を対象)
- ・いわき地区県営住宅中神谷団地 2LDK 1戸 (4人以上の世帯を対象)
- ・いわき地区県営住宅上浅貝団地 3DK 1戸 (4人以上の世帯を対象)

※いわき地区県営住宅については、ペットの飼育は禁止で部屋は全て2階以上の階層になっておりますので、ペットを飼育される方、1階を希望される方は応急仮設住宅に応募ください。

また、応急仮設住宅と比し居住面積が広いため人数要件(高校生以上を1人とし、高校生未満は0.5人とする)を付させていただきます。

※応急仮設住宅等の駐車台数は原則1台とします。

※日本赤十字等から生活家電製品(洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)の寄贈を受けることができます。

● 光熱費・共益費等

電気・水道・ガス料金及び共益費・自治会費等・食費は入居者の自己負担となります。

[次ページへ続きます→](#)

●問い合わせ・・・

○富岡町災害対策本部 住宅支援班

〒963-0115 福島県郡山市南2丁目52番地 (ビッグパレットふくしま内)

Tel:0120-336-466 Fax:024-947-8532 E-mail:tomioka.machi@gmail.com

担当直通:080-5949-8559、080-5949-8560、080-5949-8562

○富岡町災害対策本部 住宅支援班 いわき連絡所

〒970-8026 福島県いわき市平梅本15番地 (いわき合同庁舎3階)

Tel:0246-35-5790 Fax:0246-25-7141

E-mail:tomioka.sitai.iwaki@gmail.com

◆間違い電話にご注意を

6月20日HP掲載

●間違い電話にご注意ください！！

富岡町災害対策本部へお電話をされる際に、番号違いにより、迷惑を被っている方がいらっしやいます。

富岡町災害対策本部のフリーダイヤルは、「0120-336-466」です。

お電話をお掛けになる際は、電話番号をよくお確かめのうえ、ダイヤルするようお願いいたします。

川内村からのお知らせ

◆東日本大震災にかかる川内村義援金配分申請書受付

6月24日HP掲載

この度、村では本村に寄せられた義援金を下記のとおり配分することと致しました。つきましては、平成23年6月22日から世帯主（平成23年3月11日現在）の方へ申請書を郵送しておりますので、お手元に届きましたら申請書に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

●義援金配分額

1人 5万円

●配分対象者

平成23年3月11日現在、川内村住民基本台帳に登録されていた方

●義援金申請者

原則として世帯主

●申請期間

平成23年6月22日から平成24年3月31日まで

●申請方法

別紙の申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒に同封し投函して下さい。

なお、現在川内村内に居住している方については、6月25日に行います村懇親会の時に申請していただいても構いません。

次ページへ続きます→

●振込み口座

原則として世帯主の口座となります。

●振込み時期

申請書を受付後、審査し、随時振り込む予定です。口座情報等に不備があった場合振込み時期が遅れますのでご注意ください。

なお、振り込み時期について村から連絡は致しませんので、お手数ですが金融機関で記帳をしてお確かめください。

●問い合わせ・・・

川内村災害対策本部 復興支援班 TEL: 0120-38-2119(フリーダイヤル)

◆村内の公共施設放射線量測定結果

6月23日HP掲載

村独自で測定した放射線量をお知らせします。

測定年月日：平成23年6月18日～19日

(単位 μ Sv/h)

測定箇所	測定日時	測定値(地上からの高さ別)		
		1cm	50cm	100cm
航空自衛隊入口(大滝根山分頓基地)	18日11:20	1.42	1.34	1.24
第1区集会場	18日11:30	0.51	0.52	0.53
第2区集会場	18日11:40	0.31	0.31	0.31
第3区集会場	18日11:52	0.38	0.38	0.38
第4区集会場	18日18:20	0.39	0.39	0.39
第5区集会場	18日14:47	1.02	0.99	0.96
第6区集会場	18日14:53	0.9	0.81	0.76
第7区集会場	18日16:12	1.09	1.06	0.84
川内小学校校庭	18日11:47	0.32	0.32	0.32
かわうち保育園	18日16:22	0.6	0.58	0.46
川内中学校	18日16:26	0.63	0.54	0.5
平伏沼	18日17:40	0.76	0.68	0.68
高塚高原ロッジ	19日11:52	1.5	1.26	1.1

測定器: Polimasuter PMI703M

いわき市からのお知らせ

◆被災された方々向けの支援制度に関するパンフレットの発行について

(東日本大震災)生活再建に向けた各種制度の概要～「オールいわき」による安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して～

被災された方々が、必要な支援を受けるための利便がさらに図られるよう、市ばかりでなく、国、県その他の団体が提供する支援事業をまとめたパンフレット、「(東日本大震災)生活再建に向けた各種制度の概要～「オールいわき」による安全・安心と活力を備えたまちの創造を目指して～」を作成いたしました。それぞれの支援事業の概要のほか、担当課等を記載しておりますので、内容をより詳しくお知りになりたい場合などお問い合わせの際にご活用ください。

- 支援事業に関するお問い合わせ

各事業の担当課等

- 発行編集

行政経営部 行政経営課 復興支援室

TEL: 0246-22-1196 FAX: 0246-24-4300

◆住宅・建築物に関する相談窓口について

6月22日HP掲載

被災された住宅・建築物の復旧等の相談については、次の窓口にお問い合わせください。

- 社団法人福島県建築士会 いわき支部(平成23年6月30日まで受付)

TEL: 080-6046-8130

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

住 所 いわき市平字童子町3-4

- 一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部(平成23年7月1日から受付開始)

TEL: 0800-800-8553

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土日祝日を除く)

- 社団法人福島県建築士事務所協会 いわき支部(有限会社寿設計)

TEL: 0246-29-2355

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

- 住まいるダイヤル(財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

TEL: 0120-330-712

03-3556-5147

受付時間 午前10時から午後5時(日祝日を除く)

郡山市からののお知らせ

◆今回の地震被害に対するり災証明書の発行について

6月22日HP更新

今回の地震に関するり災証明書を下記により発行しております。
り災証明書とは、被害の状況を公的機関が証明するものです。
個人等で地震保険等に入っている場合の保険の請求や公的機関の融資の申し込みのほか、災害見舞金などの各種支援制度を受ける際などに利用します。
受付窓口は現在大変混雑しています。受付終了まで、長時間お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●受付場所・受付時間

受付は、当面の間、次の場所・時間で行っております。

発行場所	発行時間
ミューカルがくと館2階 (開成山野球場での受付窓口をミューカルがくと館に変更しました。)	午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日も受け付け可。
行政センター(大槻・富田を除く。)	午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。

●申請時に添付するもの

被害状況がわかる写真(現像または印刷したもの。発行場所では写真の印刷はできません。)

※写真が用意できない場合は、被害状況のわかる詳細な見積書等でも可。

●その他

家屋の全・半壊については、現地調査が必要となりますので、即日発効はできません。なお、全壊・半壊以外の証明については、即日交付が可能です。

●問い合わせ・・・

災害対策本部 TEL: 024-924-7111

福島県郡山市開成一丁目1-1(ミューカルがくと館2階)

◆東京・東久留米市イベントで「あさか舞」などをPRします！

郡山産農産物の風評被害の払しょくと、安全・安心で美味しい「こおりやまのうまいもの」をPRするため、東京東久留米ロータリークラブ主催によるイベントにて、「あさか舞」をはじめとする郡山産品をPRします！

郡山産米「あさか舞」のほか、新鮮で安全な農産物や加工品、郡山銘菓なども出品します！

皆さんのお知り合いでお近くの方がいらっしゃいましたら、是非お声をかけていただき、会場に足を運んでください。

「がんばろう福島！がんばれ郡山産米「あさか舞」！！」

日時 平成23年7月3日(日) 午前10時～午後4時

会場 東久留米市役所広場(東京都東久留米市本町3丁目3-1)

二本松市からののお知らせ

◆被災(ひさい)証明書の発行について

6月24日HP更新

市では、3月11日の東北地方太平洋沖地震による住家被害があった方に対し、「罹災(りさい)証明書」を発行しています。

この度、それとは別に高速道路の無料通行の証明書として使用できる「被災(ひさい)証明書」を次により発行することにしましたのでお知らせします。

◆発行理由	本市全域が原子力災害の被災地であり、放射線被曝からの低減と精神的損傷の改善を図るため
◆発行対象者	平成23年3月11日に二本松市に居住されていた方《原則として、その時点で住民基本台帳に登録されている方(3月12日以降に転出した方も可)》
◆持参するもの	身分を証明する書類(運転免許証等)
◆発行開始日	6月24日(金)から
◆発行場所	生活環境課、各支所地域振興課および各住民センター

※申請書様式は、ホームページからダウンロードできます。なお、記入例により自署して提出してください。

《今回の証明書発行にあたり、次の休日に窓口を開設します》

◆開設日	6月25日(土)・6月26日(日)・7月2日(土)・7月3日(日)
◆取扱時間	午前8時30分～午後5時15分
◆開設場所	生活環境課および各支所地域振興課

※各住民センターでは、休日は取り扱いません(平日のみ受付)のでご注意ください。

●問い合わせ・申請先...

生活環境課市民生活係 TEL: 0243-55-5102

または各支所地域振興課、各住民センター

◆東日本大震災による被災者への支援等について

6月22日HP掲載

災害援護資金の特例措置が施行されました。

・貸付対象者 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める所得基準に該当する世帯主

・貸付限度額

家財の1/3以上の損害 150万円

住居の半壊 170万円

住居の全壊 250万円

・利率 年1.5% (保証人を立てる場合にあっては無利子)

・据置期間 6年 (特別の場合8年)

・償還期間 13年 (据置期間を含む)

・償還方法 半年賦元利均等償還

・保証人 保証人をたてなくてもよい

・申請期間 平成30年3月31日まで

※赤字部分が特例措置となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ... 福祉課社会福祉係 TEL: 0243-55-5111

宮城県亶理町からのお知らせ

◆町内の測定値(簡易型環境放射線モニタ使用)

6月24日HP更新

6月24日午前測定 *火曜日と金曜日に測定します。

測定場所	鹿島保育所	逢隈児童館	吉田西児童館	亶理保育所	中央児童センター
測定値(μ Sv/h)	0.28	0.24	0.29	0.19	0.32
地表からの測定高 (cm)	50	50	50	50	50

福島地方法務局からのお知らせ

(6月23日南相馬市からの情報提供より)

東日本大震災の被災者である相続人について相続放棄等の熟慮期間を延長する法律が6月17日に成立し、21日に施行となりました。この法律の概要は、次のとおりです。

●法律の内容

この法律は、東日本大震災の被災者である相続人(「対象となる方」を参照)について、原則として、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成23年11月30日まで延長するものです。

●対象となる方

次の要件をいずれも満たす方

- ①平成23年3月11日に、該当区域(福島県は全域)の市町村に住所を有していた方
- ②平成22年12月11日以降に、自己のために相続の開始があったことを知った方

●注意点

すでに単純承認した場合や相続財産の全部又は一部を処分していた場合には、相続放棄や限定承認をすることはできません。

●問い合わせ・・・(相続問題について、もっと知りたい方)

法テラス・サポートダイヤル TEL: 0570-078-374

受付時間 平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00

※相続放棄、限定承認又は熟慮期間の伸長の申立て等の手続きは、最寄りの家庭裁判所の家事手続案内へ

【用語解説】

- ・単純承認・・・相続人の一切の財産を引き継ぐこと。被相続人の土地や預貯金などの財産だけでなく、借金等の債務も引き継ぐこととなる。
- ・相続放棄・・・被相続人の借金等の債務だけでなく、財産も引き継がないこと。
- ・限定承認・・・相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐこと。
- ・熟慮期間伸長の申立て・・・相続放棄をするかどうかを判断する期間を、適宜の期間まで伸ばすことを求める申立てのこと。

福島県からのお知らせ

◆「県民健康管理調査」に関するお願い

6月24日HP更新

●「先行調査」を実施します

福島県では、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆様の健康管理を目的とした「県民健康管理調査」を実施することとしました。

このうち、県民全員が対象の「基本調査」について、先行的に実施させていただきます。「基本調査」は、今後実施される「詳細調査」や、将来にわたる皆様の健康管理の基礎的な資料となるものです。

皆様の3月11日～25日の行動記録を中心に、放射線による被ばく線量の推計評価等をさせていただき、その結果を皆様一人一人にお知らせいたします。外部被ばく線量は、「いつ」「どこに」「どのくらい居たか」「どのように移動したか」など、皆様の行動記録の情報に基づいてしか推計することができないので、皆様の行動記録が重要な意味を持ちます。

つきましては、当時のことを思い出し、また、ご一緒に行動された方々ともご相談のうえ、行動を記録(メモ)しておいていただき、問診票がお手元に届きましたら、ご記入いただけるようご準備をお願いします。問診票については、7月上旬に送付される予定です。

なお、基本的に3月11日時点で県内に居住されていた方を対象としておりますので、県外に避難されている方も対象となります。

※「問診票(案)」は福島県(災害対策本部)のホームページからダウンロードすることができます。(<http://www.pref.fukushima.jp/j/>)

(平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(県災害対策本部ホームページ) > 原子力災害情報 > 県民健康管理調査について)

●問い合わせ・・・

・調査全般に関すること

福島県災害対策本部 救援班 県民健康管理チーム

TEL: 024-521-8028 (8:30～19:00)

・問診票の記入方法に関すること

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

TEL: 024-549-5130

福島県教育庁からのお知らせ

◆平成24年度福島県立高等学校入学者選抜関連情報

6月21日HP更新

来年度の高等学校進学準備説明会等が実施される時期となりました。

福島県教育委員会より「平成23年度福島県立高等学校の体験入学等実施計画一覧」及び「平成24年度福島県立高等学校入学者選抜の出題範囲について」が更新されておりますので、ホームページをご参照ください。

イベント情報



■ 7.13 水害復興記念 アユ放流イベント ■

五十嵐川にアユの成魚を放流しませんか？

7.13水害から復旧した五十嵐川を
アユの群れる清流となるように、
皆さんの手でアユを放流してもらいます。

日時 7月24日(日) 午前10時から

会場 五十嵐川渡瀬橋上流右岸

※会場には、駐車場があります。また、会場まで福祉センターから車を手配します。
車をご利用になりたい方は、申込みの際にお知らせください。

参加費 無料

実施主体 五十嵐川に鮭を放流する実行委員会



参加を希望される方は、**7月14日(木)までに**、
下記まで電話でお申込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤
TEL 0256-34-5511(内線745)



会場案内図

■ 夏休み！思い出づくりに！ 親子ものづくり体験教室 ■

簡単な模型づくりを通して、親子で一緒にものづくり、
普段とは違った親子の会話など、
夏休みの思い出になる特別な時間を過ごすことができます。

日時 8月6日(土) 9:00~11:40

会場 燕三条地場産業振興センター
メッセピア4階 大会議室

※会場までの交通手段は、各自での対応となります。(駐車場あり)

内容 ソーラープラネット製作

参加対象者 親子5組(子どもは小学校1~4年生)

参加費 無料

実施主体 日本労働組合総連合会新潟県連合会



参加を希望される方は、**7月22日(金)までに**、下記まで電話でお申込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤 TEL 0256-34-5511(内線745)

イベント情報



■ 三遊亭金時師匠を迎えての ロータリーチャリティ寄席への招待 ■

三遊亭金時師匠を始めとする一門の皆さんの落語等の演芸で
楽しいひとときを過ごしてみませんか？

日時 8月28日(日) 14:00～16:00 ※開場13:30

会場 中央公民館 大ホール

※会場には、駐車場があります。

また、会場まで福祉センターから車を手配します。

車をご利用になりたい方は、申込みの際にお知らせください。

入場料: 無料

実施主体: 三条・三条南・三条北・三条東ロータリークラブ



参加を希望される方は、**7月14日(木)までに**、下記まで電話でお申込みください。

●申込先 政策推進課 伊藤 TEL 0256-34-5511(内線745)

【三遊亭金時プロフィール】

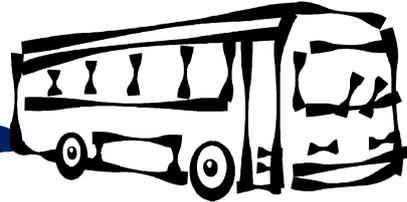
昭和37年11月東京都新宿区生まれ。昭和61年、大学卒業と同時に父である四代目「三遊亭金馬」に入門。平成元年に二ツ目、平成10年には真打ちに昇進。平成12年にはNHK朝のテレビ小説“私の青空”にて春風和夫役で役者デビュー。平成16年文化庁芸術祭演芸部門新人賞、平成17年国立演芸場花形演芸大賞銀賞、平成18年国立演芸場花形演芸大賞金賞など受賞多数

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号)
大熊町	0242-26-3844	双葉町:旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
双葉町	0480-73-6880	浪江町:男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)
浪江町	03-5638-5055	川内村:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	
郡山市	024-924-7101	
二本松市	0243-55-5102	

一時立入りに行って来ました

6月28日、三条市から
南相馬市の警戒区域内への
一時立入りが行われました。



前回5月初めにも、三条市では南相馬市へ一時立入りされる方をバスで送迎しましたが、今回は、20km圏内の警戒区域内から避難されてきた方を対象に行われました。

6月28日早朝4時30分頃、あいにくの雨の中、総合福祉センター、体育文化センター、総合運動公園から計5台のバスに分乗し、中継基地のある南相馬市馬事公苑に向けて出発。



南相馬市に着く頃には雨も止み、
言わば『一時立入り日和』。



そして、いよいよ警戒区域内へ！！
地域ごとに十数名から20名ぐらいがバスに乗って、
108日ぶりの自宅へ。

一軒一軒、各家のそばまで行って降ろしてくれて、2時間
後にトランシーバーで連絡すると迎えに来てくれるという徹底ぶり。



ちなみに、小高区役所近辺の線量は0.41 μ Sv/h。



制限時間の2時間もあっという間に過ぎ、またバスに
乗って馬事公苑へ。

着いて、スクリーニングを受けましたが、全員終わるの
に時間がかかって、予定よりも大分遅れ、
三条市にもどって来たのが夜の9時過ぎ。

こうして、長い一日が終わりました。 (編集者T)

※「編集者Tのつぶやき(仮)」というブログを、三条地域ポータルサイト「さんじょう情報広場」の場所をお借りして細々と始めています。よろしかったらお立ち寄りください。(更新は不定期です)

「さんじょう情報広場」→「避難者応援情報 浜通り×さんじょうライフ」→「リンク集」

イベント情報



■花菖蒲まつり■

- 日時・・・6月19日(日)～7月3日(日)
- 会場・・・しらさぎ森林公園

●おもてなしイベント情報

申し込みが必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

◆申し込み・問い合わせ・・・

政策推進課政策推進担当

TEL: 0256-34-5511 (内線745)

FAX: 0256-34-7933

Email: seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週火曜日	18:30 ~ 21:30	サッカー教室	コロナ体育館
毎週金曜日	18:30 ~ 21:00	サッカー教室	南小学校グラウンド
7月1日(金)	14:00 ~ 15:00	南小学校児童の訪問・交流会 【南小学校様】	総合福祉センター
7月2日(土)	10:30 ~ 14:30	“浜通り×さんじょう”交流イベント (別途チラシをご覧ください)	総合福祉センター
7月3日(日)	12:30~	チャリティー民謡・舞踊まつり 【新潟豊優会様】 (※要申込)	中央公民館
7月6日(水)	10:30 ~ 11:30	南小学校児童の訪問・交流会 【南小学校様】	総合福祉センター
7月8日(金)	14:00 ~ 15:00	南小学校児童の訪問・交流会 【南小学校様】	総合福祉センター
7月9日(土)	10:00~ 14:00~	映画「育子からの手紙」鑑賞会【「育子からの手紙」三条上映委員会】 (※要申込)	中央公民館

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511